

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

市内の小中学校の耐震化率は100%となっている。
小学校2校の防災機能強化事業として外壁改修を含め大規模改修事業を実施する。
学校施設に必要な防災機能について、優先度の高いものから順次整備する。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

小・中学校校舎体育館の大規模改修時に、トイレ洋式便器への交換とトイレの床、壁面、換気扇等施設改修をすすめ、平成31年度までに50%洋式化をめざしている。
小学校の普通教室への空調機の設置については、平成30年度にはすべて整備済みであり、中学校の普通教室への空調機の設置については、平成31年度までにリース方式で整備する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		29 校
中学校		16 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		4 園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	7 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	44 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	平成31年度以降
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本市教育委員会の点検・評価会議において小中学校大規模改修事業、公立幼稚園耐震補強事業等に係る事業評価を行っている。</p>
--

